

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 還付申告はいつまでできる？

Q : 私はサラリーマンです。過去の年度の中で医療費控除を受け忘れていたものが見つかりました。いつまでの分でしたら還付申告できるのですか？

A : 還付請求についての時効は5年です。

【解説】

所得税では、確定申告をする義務がなくても、法律の規定に従って税額計算をすると、源泉徴収された税額や予定納税した税額が納めすぎになっているという場合には、その納めすぎている税額を還付してもらうための確定申告書を提出することができることになっています。

この場合の還付を受けるための申告書の提出期限は、特に定められていませんので、源泉徴収された年や予定納税した年の翌年1月1日以降であれば、いつでもこれを提出することができますが、還付金についての請求権は、請求ができる日から5年の間に行使しないと、時効により消滅してしまいますので、注意しなければなりません。

なお、この場合の還付請求ができる5年の時効の起算日は、申告書の提出期限があるもの(所得税の確定申告、損失申告など)については、その申告書を提出することができる日、つまり、所得税の確定申告でしたら翌年2月16日が起算日になり、ご質問のように、申告書の提出期限の定めのない申告の場合については、翌年1月1日が起算日になります。

